

**【都市・地域再生等利用区域の指定】**

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

**1 都市・地域再生等利用区域**

**(1) 指定範囲**

一級河川 旧淀川（大川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。（八軒家浜（「川の駅はちけんや」）含む）

**(2) 八軒家浜の位置づけ**

八軒家浜は、平安時代には渡辺津と呼ばれた港があり、紀州熊野本宮への参詣路である熊野街道の出発点として賑わい、江戸時代には京都伏見と大坂を結ぶ淀川舟運の要衝として栄えた処である。

現在では、水上交通と陸上交通の結節点として八軒家浜船着場の利用船舶も増加し、平成 21 年に完成した「川の駅はちけんや」は、船着場管理機能、サービス提供機能及び水辺の賑わい創出機能を有した複合的な賑わい施設となっている。

また、川沿いは天満緑道としても位置づけられるとともに、下流部（葎屋橋上流）は、水辺の景観に親しめる空間として、階段式護岸、遊歩道などが整備されている。

こうした経緯を踏まえ、八軒家浜は今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

**(3) 指定年月日**

平成 23 年 7 月 15 日

**2 都市・地域再生等占用方針**

**都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設**

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

### 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記八軒家浜の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号及び第2号に掲げる者の他、知事と大阪市長の間で合意を得た場合においては、第3号に掲げる者も認めるものとする。

ただし、「川の駅はちけんや」の占用主体は、船着場管理機能については舟運事業者で構成する団体、サービス提供機能については「川の駅はちけんや」の運営・維持管理者、水辺の賑わい創出機能については準則第二十二第4項第2号に掲げる者とする。

### 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（大川）左岸の天満橋～天神橋下流 120m（東横堀川分派点）とする。

#### 【八軒家浜エリア】

